

受 付	抽 選

(申込日) 令和 7 年 (2025 年) 月 日

枚方市総合文化芸術センター別館

施設使用 抽選参加申込書

(宛先) 枚方市総合文化芸術センター指定管理者 アートシティひらかた共同事業体
別紙記載の注意事項を遵守し、次のとおり抽選参加申込をいたします。

申込団体名 _____ 代表者名 _____

申込者の氏名 _____ 電話 _____

(↓抽選結果を郵送希望の場合のみご記入ください)

住所 〒 _____ 氏名 _____

確認後、レ点を入れて下さい。 → 別紙①注意事項を確認しました。

■使用目的をご記入下さい。(※必須)

--

■希望施設を1つお選びください。(1施設につき申込書を1枚ご提出ください。)

※抽選で決定した施設・日時はキャンセルできません。

使用施設 (別館)		メセナホール(舞台あり・舞台無し)		第 6 会議室	
		リハーサル室 2		第 7 会議室	
		多目的室		第 8 会議室	
		第 1 会議室		第 9 会議室	
	※希望施設 に○をつけ て下さい。		第 2 会議室		大会議室
			第 3 会議室		特別会議室
			第 4 会議室		第 1 和室
			第 5 会議室		第 2 和室

■希望日時 (第 5 希望まで可) をご記入下さい。

第 1 希望	年	月	日 (曜日)	全日	・	午前	・	午後	・	夜間
第 2 希望	年	月	日 (曜日)	全日	・	午前	・	午後	・	夜間
第 3 希望	年	月	日 (曜日)	全日	・	午前	・	午後	・	夜間
第 4 希望	年	月	日 (曜日)	全日	・	午前	・	午後	・	夜間
第 5 希望	年	月	日 (曜日)	全日	・	午前	・	午後	・	夜間

※職員記入欄 -----

いずれかの施設が決まり次第、他の申し込みはすべて辞退 (複数)

リハ2	多目	第 1	第 2	第 3	第 4	第 5	第 6	第 7	第 8	第 9	大	特別	和 1	和 2
-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	----	-----	-----

同時利用

リハ2	多目	第 1	第 2	第 3	第 4	第 5	第 6	第 7	第 8	第 9	大	特別	和 1	和 2
-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	----	-----	-----

抽選参加・予約・利用にあたって

- (1) 抽選結果の疑義につきましては、一切受け付けしません。
- (2) 決定した利用区分につきましては、キャンセル・変更はできません。
- (3) 抽選に参加できるのは、1施設につき1団体1公演（催事）での申し込みが可能です。同一目的で複数の申し込みはできません。
- (4) 使用者は使用する権利を他の者に譲渡または転貸することはできません。
- (5) 使用者が偽りその他不正な手段により許可を受けた時は、使用許可を取り消す場合があります。
- (6) 抽選の結果、当選された方は、枚方市総合文化芸術センター別館受付（1階）へお越しの上、本申請を行い、使用の許可を受けると同時に施設使用料を納付してください。施設使用料は、次の方法でお支払いください。
 - (A) 窓口にて現金払い
お支払いいただいた後、「使用許可書(兼領収書)」を発行いたします。
 - (B) 請求書払い
請求書をお渡ししますので、指定された期日までに(1)窓口にて現金でお支払いいただくか、(2)指定口座への振込にてお支払いください。
 - ・窓口支払いの場合、「使用許可書(兼領収書)」を発行、口座振込での納付が確認できましたら、「使用許可書」を発行し郵送いたします。
- (7) 利用当日、設備使用料を納付いただきます。

注意事項

- (1) 抽選に参加できるのは、1施設につき1団体1公演（催事）での申し込みが可能です。同一目的で複数の申し込みはできません。
- (2) 申込団体しか使用できません。使用権の譲渡はできません。
- (3) 同一団体(同一人物)の連続使用は5日間まで可能です。
- (4) 休館日は利用できません。休館日をまたぐ利用の場合は、前日に一度撤収していただきます。
- (5) 利用時間には搬入・準備/設営・片付け・撤収の時間も含まれています。時間内に退出できるようご計画ください。
- (6) 保守点検や、市や指定管理者が主催する事業で、すでに申し込みいただけない日があります。
- (7) 以下ご使用できない催事の場合、取り消すことがあります。
 - ・公の秩序又は善良風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - ・センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
 - ・管理運営上支障があると認めるとき。